



**STANDARD**

2022年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社 FCホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 福島 宏治  
(証券コード:6542 スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役事業管理室長 松田 治久  
( TEL. 092-412-8300)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元未満株式の買増制度の導入、株主総会資料の電子提供制度導入およびこれらに伴う定款一部変更に関する議案を、2022年9月28日開催予定の第6期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、1単元(100株)に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主様へ単元未満株式の買増制度を導入するため、その旨の規定を新設するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。  
また、現行の株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

(下線が修正箇所)

現行定款	変更案
(新設)	<p><b>(单元未満株式についての権利)</b>  <u>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</u>  <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
(新設)	<p><b>(单元未満株式の買増し)</b>  <u>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
第 9 条～第13条 (省略)	第11条～第15条 (現行どおり)
<p><b>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b>  <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)
(新設)	<p><b>(電子提供措置等)</b>  <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第15条～第37条 (省略)	第17条～第39条 (現行どおり)
(新設)	<p><b>(附則)</b>  <u>1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u>  <u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年9月28日(予定)

以上